本号で公布された法令のあらまし

◇スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（法律第一一号）（文部科学省）

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正関係

1　スポーツ振興投票の対象とすることができるサッカーの試合の追加

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で文部科学大臣が指定するもの（以下「指定組織」という。）が開催するサッカーの試合で文部科学省令で定める基準に適合するもの（以下「特定対象試合」という。）をスポーツ振興投票の対象とすることができることとした。（第五条の二関係）

2　試合の指定

センターは、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、特定対象試合のうちから、試合の数が三を下回らないよう、投票の対象となる試合を指定することとした。（第七条第三項関係）

3　特定指定試合に係るスポーツ振興投票券の購入等の禁止

指定組織の役職員等が特定指定試合（2によりスポーツ振興投票の対象となる試合としてセンターが指定する試合をいう。以下同じ。）に係るスポーツ振興投票券を購入すること等を禁止することとした。（第一〇条第三項関係）

4　特定指定試合の結果の確認等

センターは、特定指定試合の結果を確認しなければならないこととするとともに、払戻金の交付を開始するまでの間に、特定指定試合の公正さを害する行為が明らかにあったとき等は、当該試合は開催されなかったものとみなすこととした。（第一二条の二関係）

5　罰則の整備

不正の利益を得るために指定組織の役職員又は特定対象試合の関係者に対してその担当する特定対象試合の開催等に係る職務又はその関与する特定指定試合に関して利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金に処すること等とした。（第三二条、第三四条第一号、第四〇条第一項第二号及び第四一条関係）

二　独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正関係

1　センターの業務の追加等

センターは、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務等を行うこととした。（第一五条第一項第六号及び第八号関係）

2　収益の算定方法の特例

当分の間、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益を算定する際に、売上金額の一〇〇分の五を超えない範囲内で文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特定金額」という。）を控除することとした。（附則第八条の二第一項関係）

3　特定業務に必要な費用への充当等

センターは、特定金額を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（以下「特定業務」という。）に必要な費用に充てるものとするとともに、特定金額を、翌事業年度以後の事業年度における特定業務の財源に充てるため、特定業務特別準備金として整理しなければならないこととした。（附則第八条の三関係）

4　区分経理等

特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理することとするとともに、当該勘定において、独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第四四条に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の特定業務の財源に充てることとした。（附則第八条の四及び第八条の五関係）

5　長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券等

センターは、特定業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本スポーツ振興センター債券を発行できることとするとともに、毎事業年度、これらの償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととした。（附則第八条の六及び第八条の七関係）

6　資本金の特例

特定業務が行われる場合、政令で定める地方公共団体がセンターに出資できることとした。（附則第八条の八関係）

三　施行期日等

1　特定業務に係る規定については、法律の施行後七年以内に、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催の状況を踏まえた抜本的な見直しが行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第四条関係）

2　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定については、公布の日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（法律第一二号）（復興庁）

1　避難解除等区域復興再生計画に、現に避難指示（警戒区域の設定の指示を除く。以下同じ。）の対象となっている区域におけるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを定めることができることとし、現に避難指示の対象となっている区域において、国が自ら復興漁港工事、復興道路工事、生活環境整備事業等を実施できることとした。（第七条関係）

2　企業立地促進計画及びこれに基づく措置

㈠　福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して、避難解除等区域復興再生推進事業（雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業。以下同じ。）を実施する企業の立地を促進するため、企業立地促進区域、企業の立地を促進するために実施しようとする措置の内容等を記載した企業立地促進計画を作成することができるものとし、当該企業立地促進計画を内閣総理大臣に提出しなければならないこととした。（第一八条関係）

㈡　福島県知事は、提出した企業立地促進計画の実施状況について、毎年、内閣総理大臣に報告するものとし、内閣総理大臣は、当該企業立地促進計画に記載された措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを要請することができることとした。（第一九条関係）

㈢　企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画を作成し、福島県知事の認定を申請することができるものとし、福島県知事は、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が企業立地促進計画に適合するものである等の場合に、認定をすることとした。（第二〇条関係）

㈣　福島県知事は、認定事業者に対し、避難解除等区域復興再生推進事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができることとした。（第二一条関係）

㈤　福島県知事は、認定事業者に対し、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施状況について報告を求めることができることとした。（第二二条関係）

㈥　企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があることとした。（第二三条関係）